



納付・支払いの相談

市税・水道料金等の納付や支払いが困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が著しく減少した等の理由により、市税・水道料金等の納付や支払いが困難な方は、ご相談ください。

問合せ

市税等	収納課徴収係 (内線 2749)
水道料金、下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料	上下水道経営課料金係 (内線 252)
国民年金保険料	春日部年金事務所 ☎ 048-737-7112

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯は、保険税(料)の減免が認められることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	国民健康保険課保険税係 (内線 3452)
介護保険料	介護保険課保険料・給付係 (内線 3264)



給付金等の支給、貸付

住居確保給付金を支給しています

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失う恐れが生じている世帯を対象に、住居確保給付金を支給しています。収入、資産等の支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

支給額(上限) 単身世帯…月額 37,000 円 / 2人世帯…月額 44,000 円 / 3人世帯…月額 48,000 円
※世帯収入に応じて、支給額が異なります。

※4人以上世帯の支給額は、お問い合わせください。

支給期間 申請日の属する月から原則3か月(ハローワークへの求職申し込みを行い求職活動を誠実に継続している場合などにおいては、最大12か月まで延長可能)

支給方法 不動産媒介業者等あて口座振り込み(クレジットカードで家賃を支払っている場合は申請者あて口座振り込み)

問 久喜市社会福祉協議会 ☎ 23-2526

収入が減少した世帯への特例貸付

◆緊急小口資金

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

◆総合支援資金(生活支援費)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※詳しくは、全国社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

問 久喜市社会福祉協議会 ☎ 23-2526

傷病手当金を支給します

対象 久喜市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療制度に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)で新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合で、労務に服することができない方

支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日数

支給額 直近の連続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 支給対象となる日数

※詳しくはお問い合わせください。

問 国民健康保険課給付係 (内線 3446)

